

第 1 3 次 鳥獣保護管理事業計画書

令和 4 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(令和 4 年 1 1 月 1 日改正)

(令和 6 年 1 1 月 1 日改正)

(令和 7 年 9 月 1 日法改正に伴う軽微な改正)

京 都 府

目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	6
(1) 方針	6
(2) 特別保護地区指定計画	7
3 休猟区の指定	9
4 鳥獣保護区の整備等	9
(1) 方針	9
(2) 整備計画	9
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1 鳥獣の人工増殖	9
2 放鳥獣等	9
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	9
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	9
(1) 希少鳥獣	9
(2) 狩猟鳥獣	10
(3) 外来鳥獣等	10
(4) 指定管理鳥獣	10
(5) 一般鳥獣	10
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1) 許可しない場合の基本的考え方	10
(2) 許可に当たっての条件の考え方	11
(3) わなの使用に当たっての許可基準	11
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	12
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	12
3 目的別の捕獲許可基準	12
3-1 学術研究を目的とする場合	12
(1) 学術研究	12
(2) 標識調査	13
3-2 鳥獣の保護を目的とする場合	14
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	14

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	14
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	14
3-3 鳥獣の管理を目的とする場合	15
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合	15
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	15
3-4 その他特別の事由の場合	24
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	24
(2) 愛がんのための飼養の目的	24
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	24
(4) 鵜飼漁業への利用	24
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	25
(6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	25
4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	25
4-1 捕獲許可した者への指導	25
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	25
(2) 従事者の指揮監督	26
(3) 危険の予防	26
(4) 錯誤捕獲の防止	26
4-2 許可権限の市町村長への委譲	26
4-3 鳥類の飼養登録	26
4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可	27
(1) 許可の考え方	27
(2) 許可の条件	27
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項	28
1 特定猟具使用禁止区域の指定	28
(1) 方針	28
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	29
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	30
2 特定猟具使用制限区域の指定	32
3 猟区設定のための指導	32
(1) 方針	32
(2) 設定指導方針	32
4 指定猟法禁止区域の指定	33
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	33
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	33
2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針	33

3	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	33
4	第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針	35
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	35
1	方針	35
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	35
(1)	方針	35
(2)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	35
(3)	狩猟鳥獣生息調査	35
(4)	第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	36
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	36
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	36
(2)	捕獲等情報収集調査	36
4	新たな技術の研究開発	36
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	37
1	鳥獣行政担当職員	37
(1)	方針	37
(2)	設置計画	37
(3)	研修計画	37
2	鳥獣保護管理員	37
(1)	方針	37
(2)	設置計画	39
(3)	年間活動計画	39
(4)	研修計画	39
3	保護及び管理の担い手の育成及び配置	39
(1)	方針	39
(2)	研修計画	39
(3)	狩猟者の確保及び育成のための対策	39
(4)	認定鳥獣捕獲等事業者の現状	39
4	鳥獣保護管理拠点の設置	39
5	取締り	39
(1)	方針	39
(2)	年間計画	40
第九	その他	40
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	40
2	狩猟の適正化	40

3	傷病野生鳥獣救護への対応	40
(1)	方針	40
(2)	体制	40
(3)	今後の取組	40
4	油等による汚染に伴う水鳥の救護	41
5	感染症への対応	41
6	市街地等に出没する鳥獣への対応	41
7	普及啓発	41
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	41
(2)	安易な餌付けの防止	42
(3)	猟犬の適切な管理	42
(4)	野鳥の森等の整備	43
(5)	愛鳥モデル校の指定	43
(6)	法令の普及徹底	43

第一 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本府は、山紫水明の地として、清らかな水と緑豊かな自然環境に恵まれ、いにしえより花鳥風月を愛でるなど、自然と共生する文化が養われてきた結果、我が国を代表する優れた文化的遺産が維持されてきた。また、近年では環境問題への意識が府民の間で高まっており、本府における独自の取り組みとして、公益社団法人京都モデルフォレスト協会を中心として、府民、NPO、企業、行政などが、森林を核とした環境保全運動を推進している。

野生鳥獣は、生物多様性の重要な要素の一つであり、豊かな自然環境の象徴ともいえると同時に、人間の生活環境を保持・改善していく上でも欠くことのできない存在であることから、本府では、地域の実情を踏まえ、関係者と協力しながら鳥獣保護区の指定に努めてきた。

鳥獣保護事業計画が昭和39年度に始まって以降、第3次鳥獣保護事業計画（昭和47～51年度）が終了するまでは、鳥獣保護区は計画を上回るペースで順調に指定されてきた。

しかし、昭和50年代に入り、鳥獣による農林水産業被害が顕在化し、鳥獣の個体数増加を懸念する地域住民の反対により保護区の指定が困難となる状況が増えた。その結果、第4次（昭和52～56年度）及び第5次計画（昭和57～61年度）においては、達成率は約50%に、第6次計画（昭和62～平成3年度）にいたっては約30%の達成率にとどまった。第7次計画（平成4～8年度）においては、達成率は60%弱にまで回復したが、増加する農林水産業被害が一因となり、第8次計画（平成9～13年度）において達成率は約30%、第9次計画（平成14～18年度）では約20%、第10次計画（平成19～23年度）では約35%にまで低下しており、第11次計画（平成24～28年度）及び第12次計画（平成29年～令和3年度）でも鳥獣保護区の面積は減少し、指定は一層困難な状況となっている。なお、第12次計画終了時点における鳥獣保護区の指定状況は、61箇所、23,463haであり、第12次計画の期間中に、572ha減少している。

鳥獣保護区の新規指定及び更新については、鳥獣の生息状況、生息環境を十分に配慮しつつ、利害関係者との意見の調整を図りながら指定又は更新していくのものとすが、農山村においては過疎化、高齢化といった社会構造や野生鳥獣の生息環境の変化により、府内の多くの地域で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ等による農林水産業被害が発生しており、こうした地域では、鳥獣保護区の指定又は更新について、地元の理解を得ることがかなり難しい状況である。このことから、特に指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう、適切に対応するものとする。

本計画における鳥獣保護区指定の重点事項は次のとおりとする。

- (ア) 指定期間は原則10年とし、期間満了となるものについては更新する。
- (イ) 自然公園法、自然環境保全法等により保全されている地域のうち、鳥獣の保護を図るべき地域については、積極的に指定する。
- (ウ) 分断された生息地に生息する鳥獣の移動経路を確保するため、生息地間をつなぐ森林の保護区の指定に努める。
- (エ) 鳥獣の観察や保護活動を通じて環境教育の場を確保するため身近な都市近郊の鳥獣生息地の保護区の指定に努める。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている地域は、地域の生物多様性の確保にも資するため、特に自然環境保全地域、保健保安林、天然記念物指定地等に指定されている地域を指定する。また、必要に応じて、保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

(イ) 大規模生息地の保護区

本府においては地形的条件等により本区分に該当する適地はない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で飛来する水鳥類の渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く）の保護を図るため、これらの飛来地である湿地、湖沼等のうち、特に必要と認められる地域について保護区を指定する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類並びに海棲哺乳類の保護を図るため、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち特に必要と認められる地域について保護区を指定する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類（ＣＲ）、ⅠＢ類（ＥＮ）、Ⅱ類（ＶＵ）若しくは絶滅のおそれのある地域個体群（ＬＰ）として掲載されている鳥獣、本府が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(カ) 生息地回廊の保護区

分断された生息地に生息する鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要と認められる地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について保護区を指定する。

また、小面積であっても鳥獣の貴重な生息地、又は市街地及び郊外の鳥獣の普及啓発の場となれる地域については、積極的に指定するよう努める。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分		鳥獣保護区 指定の目標	既設鳥獣 保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画
					R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	
森林鳥獣 生息地	箇所		27	箇所							
	面積	ha	12,113	変動面積							
大規模 生息地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
集団 渡来地	箇所		8	箇所							
	面積	ha	7,717	変動面積							
集団 繁殖地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
希少鳥獣 生息地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
生息地 回廊	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
身近な鳥獣 生息地	箇所		26	箇所							
	面積	ha	3,633	変動面積							
計	箇所		61	箇所							
	面積	ha	23,463	変動面積							

(第1表)

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増 減※	計画終了時の鳥 獣保護区※※
R4	R5	R6	R7	R8	計(E)		
							27
							12,113
							8
							7,717
							26
							3,633
							61
							23,463

※箇所数については B-E

面積については B+C-D-E

※※箇所数については A+B-E

面積については A+B+C-D-E

期間に区域拡大する鳥獣保護区					本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
R5	R6	R7	R8	計(C)	R4	R5	R6	R7	R8	計(D)

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

該当なし

(イ) 大規模生息地の保護区

該当なし

(ウ) 集団渡来地の保護区

該当なし

(エ) 集団繁殖地の保護区

該当なし

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

(カ) 生息地回廊の保護区

該当なし

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

該当なし

イ 既設鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	設定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和4年度	身近な鳥獣生息地	湯船	期間更新	119		119	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで		
	〃	甘南備山	〃	600		600	〃		
	計	2箇所		719		719			
令和5年度	森林鳥獣生息地	山科	期間更新	784		784	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで		
	〃	京丹波町丹波	〃	1,418		1,418	〃		
	〃	上世屋	〃	303		303	〃		
	身近な鳥獣生息地	京都御苑	〃	65		65	〃		
	〃	西山・茱萸谷	〃	346		346	〃		
	〃	京丹波町琴滝	〃	59		59	〃		
	〃	丹後あじわいの郷	〃	226		226	〃		
	計	7箇所		3,201		3,201			

年度	設定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和6年度	森林鳥獣生息地	笠置	期間更新	560		560	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで		
	集団渡来地	栗田湾	〃	815		815	〃		
	〃	網野町離湖	〃	205		205	〃		
	〃	久美浜湾	〃	713		713	〃		
	身近な鳥獣生息地	三郷山	〃	28		28	〃		
	〃	伊根湾	〃	107		107	〃		
	計	6箇所		2,428		2,428			
令和7年度	森林鳥獣生息地	八丁平	期間更新	296		296	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで		
	計	1箇所		296		296			
令和8年度	森林鳥獣生息地	末山	期間更新	87		87	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで		
	〃	嵐山	〃	59		59	〃		
	集団渡来地	宮津湾	〃	3,243		3,243	〃		
	〃	浜詰海岸	〃	91		91	〃		
	〃	湊宮葛野海岸	〃	95		95	〃		
	計	5箇所		3,575		3,575			
合 計		21箇所		10,219		10,219			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

特別保護地区は、鳥獣の保護又は生息地の保護を図る上で、特に重要な区域を保全するための制度であるが、本府において特別保護地区の指定はできていない。

これは、本府の 90%が私有林であり、利用制限をかけることが難しいことに大きく起因している。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分		特定保護地区 指定の目標	既設特定保 護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区						本計画
					R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	
森林鳥獣 生息地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
大規模 生息地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
集団 渡来地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
集団 繁殖地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
希少鳥獣 生息地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
生息地 回廊	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
身近な鳥獣 生息地	箇所			箇所							
	面積	ha		変動面積							
計	箇所		0	箇所							
	面積	ha	0	変動面積							

(第3表)

本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						計画期間中の増 減※	計画終了時の特 別保護地区※※
R4	R5	R6	R7	R8	計(E)		
							0
							0

※箇所数については B-E

面積については B+C-D-E

※※箇所数については A+B-E

面積については A+B+C-D-E

期間に区域拡大する特別保護地区					本計画期間に区域縮小する特別保護地区					
R5	R6	R7	R8	計(C)	R4	R5	R6	R7	R8	計(D)

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。

なお、特定鳥獣に指定されているイノシシ及びニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画を達成するため、特に必要と認められる場合には、休猟区の全部又は一部について当該第二種特定鳥獣に関して捕獲することができる区域を指定して、狩猟による捕獲を行うことができるものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区について、そこに生息する鳥獣の生息環境の改善が望ましい場合、または、鳥獣保護区の指定趣旨に照らして鳥獣と身近に接することができるような施設の導入、環境の改善が望ましい場合には、生態系への影響を配慮した上で、市町村、関係団体、地域住民等と連携し、必要な整備に努める。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。

イ 調査、巡視等の計画

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、採餌、営巣等のための環境の維持等の観点から、必要に応じて、調査、巡視等の管理の充実に努めるものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

現在、本府では希少鳥獣等の人工増殖を実施していないが、今後、取り組むことも想定されるため、随時、必要な情報の蓄積に努める。

2 放鳥獣等

原則、放鳥獣等は行わないものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA類(CR)、ⅠB類(EN)、Ⅱ類(VU)に該当する鳥獣で、法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるもの及び府のレッドリストにおいて、絶滅寸前種、絶滅危惧種又は準絶滅危惧種に該当する鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。

また、鳥獣保護区の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第8項に基づき定められた鳥獣とする。ただし、クロガモ及びヤマシギなど狩猟鳥獣であっても、府内の生息状況などを踏まえ、保護が必要と認められる鳥獣については、法第12条に基づき所要の手続を経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。

イ 保護及び管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の把握に努める。また、市町村や関係団体等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

狩猟鳥獣であっても、府内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、法第12条に基づき所要の手続を経て捕獲等の禁止、制限又は特定の猟法の禁止を行うこととし、持続的な利用が可能となるように保護及び管理を図るものとする。なお、由良川河口部の78haを鉛散弾規制地域として指定している。

(3) 外来鳥獣等

ア 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

法第2条第5項に基づき環境大臣が定めるものとする。

イ 管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の把握に努める。また、市町村や関係団体等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

また、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

本府に生息する希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業被害又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置計画等が明らかに捕獲の目的と異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外

来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

カ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じるおそれがある場合

キ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年政令第391号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。

ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

ク 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。

ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

（2）許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

（3）わなの使用に当たっての許可基準

ア 獣類の捕獲を目的とする場合（「ウ」の場合を除く）

(ア) くくりわなを使用した方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。ただし、ツキノワグマの生息状況により錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合は、この限りではない。

(イ) とらばさみを使用した方法の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートル以内であり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合

(ア) くくりわなを使用した方法の場合は、「ア(ア)」の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。ただし、鳥獣による生活環境、農

林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合は、輪の直径の制限を解除する。

- (イ) ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれが高いと判断される場合については、地域の実情を踏まえつつ、はこわなや囲いわなとすること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする場合

はこわな(ツキノワグマの噛怪我を防ぐため、はこわなは格子状やメッシュ状のものでなく、ドラム缶式若しくは壁面状のものを使用するよう努める)に限るものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 目的別の捕獲許可基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可における法人の従事者にも適応する。

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- (イ) 野生鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- (ウ) 主たる内容が鳥獣類の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- (エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。

エ 期間

1年以内

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は

この限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(ア) 法第 12 条第 1 項で禁止されている猟具、猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) やむなく殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

(イ) 個体識別等のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を伴わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要と認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。

また、装着する標識が、鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するように努めること。

ク その他

捕獲対象に希少鳥獣が含まれる場合は、必要に応じて専門家からの意見聴取、府の自然環境保全部局と協議するものとする。

(2) 標識調査

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・員数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1 年以内

エ 区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

オ 方法

原則として、わな、網、手捕とする。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む。）

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

申請者の職務上必要な区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む。）、緑の指導員（鳥獣保護管理員）、その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

必要と認められる区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

これまで「有害鳥獣捕獲」と呼んできた鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的での捕獲は、平成 26 年度の法改正により、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理する。

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的とする場合

① 許可対象者

地方公共団体の長又は、捕獲方法に該当する狩猟免許所持者

② 鳥獣の種類・数

ニホンザル、イノシシ及びニホンジカ

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域

⑤ 方法

銃器又はわな

なお、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的での捕獲においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（本項において「予察」という。）についても許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

被害防止の目的での捕獲の実施に当たっては、被害実態と生息状況を把握し、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとし、捕獲は、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

また、農林水産業等の被害対策と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

ア 予察表

(第4表)

加害鳥獣	主な被害 作物等	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
カワウ	川魚等 (放流魚等)													京都市、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹、中丹管内全域
サギ類	水稻、川魚等													京都市、福知山市、綾部市、丹後管内全域
ハト類	水稻、野菜類全般、生活環境													山城管内の一部、南丹管内を除く府内全域
ヒヨドリ	野菜・果樹類全般													山城管内の一部、南丹管内を除く府内全域
ムクドリ	野菜・果樹全般、生活環境													山城、京都林務管内の一部、丹後管内全域
ウソ	桜新芽													笠置町、南山城村
スズメ	水稻、野菜・果樹類全般													山城管内の一部、南丹管内を除く府内のほぼ全域
カラス類	水稻、野菜・果樹類全般、生活環境													府内のほぼ全域
ニホンザル	野菜・果樹類全般、シイタケ、生活環境													山城管内の一部を除く府内のほぼ全域
タヌキ	水稻、野菜・果樹類全般													中丹、丹後管内全域
イタチ	生活環境、野菜													舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町
アナグマ	野菜・果樹類全般、生活環境被害													中丹管内全域、丹後管内のほぼ全域

加害鳥獣	主な被害 作物等	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
アライグマ	野菜・果樹 類全般、生 活環境													府内のほぼ全域
ツキノワ グマ	生活環境													京都市の一部、南丹、 中丹、丹後管内の一部 の地域(※)
ハクビシン	水稻、果 樹、生活環 境													中丹管内全域、宮津 市、京丹後市、与謝野 町
イノシシ	植林木、水稻、 野菜・果樹類全 般、タケノコ、茶 等													府内のほぼ全域
ニホンジカ	植林木、水稻、 野菜・果樹類全 般、マツタケ、タ ケノコ、茶等													府内のほぼ全域
ヌートリア	水稻、野菜・ 果樹類全般													府内のほぼ全域
ノウサギ	植林木、水 稻、野菜・果 樹類全般													綾部市、丹後管内全域

※ツキノワグマの許可対象地域については、ツキノワグマの第二種特定鳥獣管理計画で定めることとする。

イ 被害発生予察地図

予察情報台帳で地域別、鳥獣別の位置図を作成することとする。

ウ 予察表に係る方針等

被害等（生活環境被害及び生態系被害を含む。）のおそれがある場合に実施する予察による被害防止目的での捕獲（以下「予察捕獲」）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害等・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

③ 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

農林水産業に被害を及ぼす鳥獣のうち、特にニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについては、被害規模の大きさ、あるいは生態系全体に及ぼす影響に配慮する必要がある。これらの獣類については、被害防除法や個体群管理法等に関し、有識者の助言を得て策定した第二種特定鳥獣管理計画に基づき適切かつ効果的な被害防止に努める。

その他の加害鳥獣についても、地域における生息状況に配慮しながら、被害防止のため適切に対処する。

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
ニホンザル	令和4年度 ～ 令和8年度	①防除方針 第二種特定鳥獣管理計画に基づき様々な対策を複合的に実施し、効果の検証を行いながら、被害の態様やサルの群の状況等に応じた対策を継続的に実施するものとする。 ②個体群管理の実施 第二種特定鳥獣管理計画に基づき管理を実施する。 実施に当たっては、「個体数管理実施マニュアル」に基づき市町村、関係団体及び地域住民等と連携して実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して行い、結果の検証と必要に応じて計画の見直しを行う。	
ツキノワグマ		①防除方針 第二種特定鳥獣管理計画に基づく「ツキノワグマ出没対応マニュアル」及び「クマ剥ぎ被害対応マニュアル」、「ツキノワグマ被害果樹・養蜂対応マニュアル」により適切な防除と生息地管理を推進する。 ②個体群管理の実施 第二種特定鳥獣管理計画に基づき管理を実施する。 実施に当たっては、関係市町村、地元猟友会及び学識経験者等の協力を得て実施体制を整備するとともに、モニタリング調査を並行して行い、結果の検証と計画の見直しを行う。	
イノシシ		①防除方針 第二種特定鳥獣管理計画に基づき、防除対策、個体数管理、生息地管理の3つを柱に対策を講じ、年間捕獲目標を14,000頭とする。 ②個体群管理の実施 第二種特定鳥獣管理計画に基づき管理を実施する。 実施に当たっては、関係市町村、地元猟友会及び学識経験者等の協力を得て、実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して行い、結果の検証と計画の見直しを行う。	
ニホンジカ		①防除方針 第二種特定鳥獣管理計画に基づき防除対策、個体数管理、生息地管理の3つを柱に対策を講じ、年間捕獲目標をメスジカ15,000頭、オスジカ11,000頭とする。 ②個体群管理の実施 第二種特定鳥獣管理計画に基づき管理を実施する。 実施に当たっては、関係市町村、地元猟友会及び学識経験者等の協力を得て、実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して行い、結果の検証と計画の見直しを行う。	

④ 被害防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

(ア) 許可の考え方

鳥獣による農林水産業被害が深刻化し、その対策強化が求められている一方で、鳥獣を含む生態系全体を保護するとともに、生物多様性を維持し人と鳥獣との共生を図っていくことが重要な課題となっている。

被害防止の目的での捕獲は、こうした観点から、保護と被害対策双方の調和を図りつつ実施するものとし、農林水産業又は生態系に係る被害等が現に生じているか又はそのおそれがある場合において、農林業者が被害防止対策によっても被害等が防止できない時に行う

ものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

また、府のレッドリストに掲載されている鳥獣のような生息数の少ない鳥獣の捕獲は、専門家に意見を求めるなど、特に慎重に取扱うこととする。

さらに、被害等の防止の観点から、人間生活に伴い排出される生ゴミ等に鳥獣が依存し、被害等を生じやすくなることがないように周知徹底を図るとともに、捕獲に際しては、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとるなど、結果として被害等の発生の遠因とならないように努める。

また、アライグマなどの特定外来生物による農林水産業又は生態系等に係る被害等の防止を図る場合にあっては、当該移入鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な被害防止の目的での捕獲を図るものとする。

(イ) 被害防止の目的での捕獲の実施に当たっての留意事項

- a 捕獲に伴う危険防止を図るため、広報その他の方法により、地域住民等に周知徹底するとともに、捕獲実施の際には、必要に応じて安全確保のための人員配置を行う等、万全の措置を講じることとする。
- b 捕獲を実施するものは、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯するとともに、捕獲従事者であることを示す腕章等を着けることとする。
- c アライグマやヌートリア等の外来鳥獣については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の定めに従い適切に処理すること。
- d わなの架設に当たっては、見回りなど十分管理できる個数にするとともに、錯誤捕獲があった場合には、速やかに解放すること。

(ウ) 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による許可のほか、法第38条の2第1項の規定による許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

イ 許可基準

被害防止の目的での捕獲の許可をする場合は、特別な事由のない限り、次の基準によるものとする。

(ア) 許可対象者

原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者、適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）」をいう。以下同じ。）であって、①銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者、②空気銃、ガス銃を使用する場合は、第一種又は第二種銃猟免許を所持する者、③銃器の使用以外の方法による場合は、網猟又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)～4)に掲げる場合は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。

- 1) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する場合を除く。）であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

- 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってドバト、ハシボソガラス及びハシブトガラス等の雛を捕獲等する又は卵の採取等をする場合
- 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- 4) 法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に当該免許を受けていない者（以下「補助者」という。）を含むことができるものとする。この場合、補助者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、被害防止の目的での捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

※補助者等により可能な捕獲作業内容等の内訳

(第6表)

	捕獲に必要な許可証等	わな架設	餌撒き	見回り	誤作動時の再架設	とめさし	埋設
免許所持者	許可証 又は 従事者証	○	○	○	○	○	○
補助者	従事者証	△	○	○	△	△	○
免許非所持者	不要	×	○	○	×	×	○

○：可能

△：免許所持者の補助として可能

×：不可能

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から被害防止の目的での捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、被害防止の目的での捕獲に当たっては、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。

(イ) 捕獲許可鳥獣の種類数

- a 捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種であることとする。
- b 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、鳥類の捕獲等によるだけでは被害を防止する目的が達成できない場合又は建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等する場合を原則とする。
- c 捕獲数は、被害等の防止の目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であることとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、a～cは適用しない。

(ウ) 期間

- a 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ最も効果的に捕獲が実施できる時期で、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とする。
- b 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるようにする。また、愛鳥週間（5月10日～5月16日）、動物愛護週間（9月20日～9月26日）の期間中の捕獲は、地域における市民感情や被害の発生状況等を総合的に考慮の上、避けるよう努める。

- c 銃器（止めさしを除く。）による捕獲にあつては、危険防止等の配慮から原則として1箇月、銃器以外を使用する捕獲にあつては3箇月とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ許可権限者に協議するものとする。
- d 同一種の連続する捕獲許可にあつては、直前の捕獲の効果を確認することを含め一定の期間をあけることを原則とする。
- e 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲の許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、併せて、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。
- f 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき、計画的に行うようにする。

(エ) 区域

- a 被害防止目的の捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。
- b 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に被害防止目的の捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が隣接の府県にまたがって発生する場合には、隣接府県と共同して広域的に被害防止目的の捕獲を実施する等、隣接府県との連携を図るものとする。
- c 鳥獣保護区又は休猟区における被害防止目的の捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、管理の推進を図るものとする。

(オ) 方法

空気銃を使用した捕獲は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りでない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用禁止区域にあつては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

⑤ 被害防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

被害防止の目的での捕獲等の許可手続及び被害防止の目的での捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、研修会等の実施により関係市町村及び農林漁業者等の関係者に対する被害防止の目的での捕獲制度の周知を徹底するとともに次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ、下記の基準に従い、捕獲班（被害防止目的の捕獲のために編成された班をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣

被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。

- a 捕獲班員は、市町村（京都市にあっては区）単位で選定することを原則とする。
- b 市町村長は、各捕獲班ごとに「捕獲班長」を定めるものとする。
- c 市町村長は、当該市町村で、捕獲班を編成することが困難であるときは、捕獲できる態勢をとるため、府と協議するものとする。
- d 捕獲班員の選定に当たっては、次の事項に留意することとする。
 - ・ 銃器を使用する捕獲班員については、原則として前年度を含む3登録年度以上、京都府知事の狩猟者登録を受けているか、京都府狩猟インターン講習（銃猟）を修了し、捕獲技術に優れたものであること。
 - ・ 銃器以外を使用する捕獲班員について、原則として前年度に京都府知事の狩猟者登録を受け、捕獲技術に優れたものであること。
 - ・ 時間的制約が少なく、必要に応じて迅速に捕獲に従事できるものであること。
 - ・ 捕獲効率の向上を図るため、捕獲班員には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにすること。
 - ・ 捕獲班員は狩猟者共済又は狩猟者災害保険に加入すること。

(イ) 関係者間の連携強化等

- a 被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に捕獲を実施するに当たり、地域ごとに市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会、学識経験者、府関係機関等による市町村有害鳥獣対策協議会を設置するものとする。
- b 鳥獣による農林水産物被害や生活環境及び自然環境の悪化に対する防除対策に関する関係者間の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、野生鳥獣被害対策推進本部会議を開催するものとする。

(ウ) 捕獲実施体制の整備の促進

- a 府は、被害防止の目的での捕獲の実施体制の整備促進を図るため、捕獲実施者の養成及び確保に努めるとともに、市町村単位の編成が行えるよう調整に努めるものとする。
また、市町村境をまたがる地域で、単独市町村だけでは、効率的な捕獲が期待できない地域においては、広域振興局等の長は、関係市町村による広域捕獲を積極的に進めるため、関係市町村と捕獲班の編成や出動日等について連絡調整を行い、迅速かつ効果的な捕獲を指導するものとする。
- b 被害等が慢性的に発生している地域にあっては、当該鳥獣の出現状況や被害等の発生状況の把握及び防護柵・追い払い等による被害等の防除対策、技術の普及・啓発等を行うよう市町村を指導・援助するものとする。
- c 「緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号）」に基づき、市町村長の捕獲計画策定と、市町村が実施する捕獲事業に補助を行う。

イ 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

（第7表）

対 象 鳥 獣 名	対 象 地 域	備 考
鳥類班・・・ハト類、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カラス類等 獣類班・・・ニホンザル、タヌキ、アライグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア等	・ 原則として当該市町村の区域を対象とする。 ・ 広域捕獲班については、府県及び市町村の区域を越える地域を対象とする。	

ウ 指導事項の概要

- (ア) わな、柵及びおりによる捕獲は、銃器による捕獲との調整を図ること。
- (イ) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
- (ウ) 錯誤捕獲のおそれがある場合は、わな、柵及びおりの設置は行わない。

3-4 その他特別の事由の場合

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
必要最小限
- ③ 期間
6ヶ月以内
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 愛がんのための飼養の目的

野生鳥獣の愛がん飼養は、本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあることから、愛がんのための飼養を目的とした捕獲は認めない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- ① 許可対象者
鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。
- ③ 期間
6ヶ月以内
- ④ 区域
原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
網、わな、手捕

(4) 鵜飼漁業への利用

- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

- ② 鳥獣の種類・数
鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数

- ③ 期間
6ヶ月以内

- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

- ⑤ 方法
手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く）

- ② 鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

- ③ 期間
30日以内

- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の処理方法については、申請の際に明らかにするものとする。

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこ

れを利用するよう指導するものとする。なお、被害を起こす鳥獣として捕獲された鳥獣の資源としての利活用は、当該捕獲許可内容に基づき、適切に行うものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については、所有及び活用はできないこと、原則として放鳥獣を行うこと。狩猟鳥獣以外については、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること。また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合は、あらかじめ捕獲申請を行うように指導し、適切に対応するよう努めることとする。

（2）従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

（3）危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

（4）錯誤捕獲の防止

錯誤捕獲の情報収集を進めるとともに、錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、餌による誘因方法の工夫やわなの設置場所の変更について検討し、適切な指導を行うものとする。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣ができるように、放獣体制の整備に努めるものとする。

4-2 許可権限の市町村長への委譲

京都府知事の権限に属する有害鳥獣捕獲を目的とした許可に係る事務の一部については、被害対策の一層の迅速化と市町村の役割の強化等を図るため、また、傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とした捕獲許可に係る事務については、救護の迅速化と府民の利便性の向上を図るため、市町村に許可権限を委譲している。

4-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行うものとする。

（1）登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

（2）平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- (4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより 1 人が多数の飼養をするなど、不正な飼養が行われないようにすること。
- また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の「ア」、「イ」のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

本府では、銃猟による危険を未然に防止するため、市街地その他人家が密集している場所、銃弾の到達距離から判断して銃猟に危険が伴うことが予想される場所について指定を行ってきた。

近年、府内各地における住宅地や道路網の拡大に伴い、従来猟場であった地域が銃猟が危険な地域となる場合が増え、第7次計画からは、狩猟者に銃猟の可否を徹底するため、銃猟禁止区域の設定地拡大による明確な地域分けに努め、令和3年11月1日時点においては、70箇所、52,117haとなっている。

また、令和4年11月1日には、銃器を禁止対象としていた八木町特定猟具使用禁止区域において、学校施設周辺等での事故防止のため、新たにくくりわなを禁止対象とするとともに、禁止区域を279haから342haに拡大することとした。

さらに、令和6年11月1日には、学校施設及び住宅地周辺での事故防止のため、新たに犀川下流特定猟具使用禁止区域（銃）106haを指定した。

本計画においては、現時点においてその他に新規指定の予定はないが、計画期間中に地域住民等からの要望があれば、銃猟及びわな猟に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を法第35条に規定する特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所等が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第8表)

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					
				R4	R5	R6	R7	R8	計(B)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	70	箇所			1			1
	面積(ha)	52,117	変動面積(ha)			106			106
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所		箇所	1					1
	面積(ha)		変動面積(ha)	342					342

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					
R4	R5	R6	R7	R8	計(C)	R4	R5	R6	R7	R8	計(D)
1					1						
63					63						

本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減※	計画終了時の特定猟具使用禁止区域※※
R4	R5	R6	R7	R8	計(E)		
						1	71
						169	52,286
						1	1
						342	342

※箇所数については B-E
面積については B+C-D-E
※※箇所数については A+B-E
面積については A+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第9表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
令和4 年度	木津川市	加茂町	350	5	再指定
	宇治市	宇治	2,476	〃	〃
	京都市山科区小野他	京都東市街地	1,745	〃	〃
	京都市南区久世他	京都南	2,236	〃	〃
	京都市西京区大枝他	西京	969	〃	〃
	向日市物集女町他	向日市	772	〃	〃
	南丹市八木町	八木町	342	〃	区域拡大
	京丹波町野丸	京丹波町下山	259	〃	再指定
	与謝野町下山田	下山田	1	〃	〃
	宮津市、与謝野町	野田川水系	1,163	〃	〃
	京丹後市峰山町杉谷	峰山町杉谷	246	〃	〃
	京丹後市峰山町丹波	峰山町丹波	12	〃	〃
	京丹後市弥栄町和田野	弥栄町和田野	19	〃	〃
	京丹後市網野町	網野町網野	163	〃	〃
	京丹後市丹後町竹野川	丹後町竹野川	206	〃	〃
	京丹後市峰山町、大宮町	京丹後市中部	374	〃	〃
	計	16箇所	11,333		
令和5 年度	井手町	井手	558	5	再指定
	京田辺市、八幡市	京田辺	3,720	〃	〃
	城陽市	城陽	1,982	〃	〃
	亀岡市千代川他	亀岡市	415	〃	〃
	福知山市三和町菟原中	菟原	53	〃	〃
	福知山市三和町千束	細見	251	〃	〃
	福知山市三和町上川合	川合	76	〃	〃
	舞鶴市志高	志高	68	〃	〃
	舞鶴市字引土他	愛宕山	460	〃	〃
	京丹後市網野町木津	網野町木津	46	〃	〃
	京丹後市久美浜町湊宮	如意寺山	465	〃	〃
	京丹後市久美浜町甲山	久美浜町甲山	99	〃	〃
	京丹後市網野町三津	網野町三津	52	〃	〃
	京丹後市久美浜町壱分	久美浜町壱分	26	〃	〃
	計	14箇所	8,271		

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
令和6 年度	木津川市	木津	1,717	5	再指定
	宇治田原町	宇治田原町	102	〃	〃
	八幡市	八幡	2,051	〃	〃
	大山崎町	大山崎町淀川水系	107	〃	〃
	京都市上京区他	京都市街地	9,004	〃	〃
	長岡京市井ノ内他	長岡京市	164	〃	〃
	亀岡市曾我部	曾我部	550	〃	〃
	亀岡市大井町他	京都縦貫道東	364	〃	〃
	亀岡市	旭町	33	〃	〃
	南丹市園部町	園部町るり溪	305	〃	〃
	南丹市園部町	園部町	334	〃	〃
	綾部市城山町	吉美	76	〃	〃
	綾部市位田町	以久田野	72	〃	〃
	綾部市豊里町他	犀川下流	106	〃	新規指定
	舞鶴市字伊佐津他	舞鶴西	550	〃	再指定
	与謝野町岩滝	岩滝	662	〃	〃
	京丹後市網野町島津	網野町国営農地島津4団地	69	〃	〃
	京丹後市(丹後町碓)	碓高原	120	〃	〃
	計	18箇所	16,386		
令和7 年度	木津川市	山城町	632	5	再指定
	精華町	精華町	2,544	〃	〃
	久御山町	久御山	1,358	〃	〃
	宇治市	炭山	14	〃	〃
	京都市伏見区向島他	向島	813	〃	〃
	京都市	桂川	1,040	〃	〃
	亀岡市大井町他	亀岡桂川	232	〃	〃
	舞鶴市字上安他	五老岳	1,275	〃	〃
	舞鶴市字浜他	舞鶴東	1,250	〃	〃
	舞鶴市字和江	和江	40	〃	〃
	舞鶴市字神崎他	神崎	126	〃	〃
	京丹後市峰山町	竹野川	21	〃	〃
	京丹後市大宮町	大宮町口大野・奥大野	78	〃	〃
	計	13箇所	9,423		

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
令和8 年度	木津川市	木津・加茂	156	5	再指定
	亀岡市	湯の花	142	〃	〃
	綾部市上原町他	山家	317	〃	〃
	綾部市青野町他	由良川	790	〃	〃
	福知山市字猪崎他	福知山	4,045	〃	〃
	福知山市猪崎他	三段池	258	〃	〃
	福知山市大江町関他	大江	672	〃	〃
	福知山市夜久野町高内他	夜久野ヶ原	253	〃	〃
	舞鶴市字大川	大川	6	〃	〃
	宮津市	宮津	234	〃	〃
	計	10箇所	6,873		
合 計		71箇所	52,286		

わな猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称(種類)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
令和4 年度	南丹市八木町	八木町(くくりわな)	342	5	新規指定
合 計		1箇所	342		

2 特定猟具使用制限区域の指定

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、本計画においては、新たな区域指定の予定はない。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

(2) 設定指導方針

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるような担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

4 指定猟法禁止区域の指定

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定できるとされている。また、現在、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で科学的知見の累積に努め、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとするが、本計画においては、指定猟法禁止区域の新たな区域指定の予定はない。

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画（以下第六において「保護計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護を図ることにより、人と野生鳥獣との共存に資することを目的として策定するものとする。

保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小により、生息環境の悪化や分断等、地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

保護計画の策定に当たっては、科学的知見及び地域の実態に基づき、合意形成を図りながら保護を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、保護計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から保護計画の実行状況を分析・評価するための専門委員会を、別途設置するものとする。また、利害関係人による意見聴取等を実施するとともに、広く府民の意見を聞く機会を設けるものとする。

さらに保護計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、野生鳥獣被害対策推進本部会議において協議する。

保護計画策定後は、対象となる鳥獣の地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害等の程度等のうち、計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、その結果を踏まえ設定された数値等で具体的に評価が可能な目標の達成度や保護事業の効果、妥当性について適切な評価を行い、保護計画の継続の必要性を検討するとともに必要に応じて見直しを行った上で、確実な執行管理を推進するものとする。

保護計画の対象とする地域個体群が、本府の行政界を超えて分布する場合は、保護計画の策定及び実施に当たって、整合のとれた目標を設定し、連携して保護を進めることができるように、関係府県間で協議・調整を行うものとする。

2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針

保護計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて実施計画を策定し、対象となる鳥獣の保護に努める。

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画（以下第六において「管理計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意

を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の管理を図ることにより、人と野生鳥獣との共存に資することを目的として策定するものとする。

対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

管理計画の策定に当たっては、科学的知見及び地域の実態に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、管理計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から管理計画の実行状況を分析・評価するための専門委員会を、別途設置するものとする。また、利害関係人による意見聴取等を実施するとともに、広く府民の意見を聞く機会を設けるものとする。

さらに管理計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、野生鳥獣被害対策推進本部会議において協議する。

管理計画策定後は、対象となる鳥獣の地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害等の程度等のうち、計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、その結果を踏まえ設定された数値等で具体的に評価が可能な目標の達成度や管理事業の効果、妥当性について適切な評価を行い、管理計画の継続の必要性を検討するとともに必要に応じて見直しを行った上で、確実な執行管理を推進するものとする。

管理計画の対象とする地域個体群が、本府の行政界を超えて分布する場合は、管理計画の策定及び実施に当たって、整合のとれた目標を設定し、連携して管理を進めることのできるように、関係府県間で協議・調整を行うものとする。

(第10表)

計画策定年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	多様な主体の連携のもと、人身被害の回避と農業被害の軽減を図るとともに、地域個体群の安定的な維持を図ることで、人とクマの共存を目指す。	ツキノワグマ	令和4年度～ 令和8年度	京都府	
令和4年度	多様な主体の連携のもと、人身被害の回避と農業被害の軽減を図るとともに、モニタリングを行いつつ、個体数調整により地域個体群の安定的な維持を図ることで、人とサルの共存を目指す。	ニホンザル			
	多様な主体の連携のもと、防除、捕獲及び生息環境管理により農林業等被害を減少させ、獣害に強い地域づくりを推進するとともに、地域個体群の適正な維持を図ることで、人とイノシシの共存を目指す。	イノシシ			
	多様な主体の連携のもと、防除、捕獲及び生息環境管理により農林業等被害を減少させ、獣害に強い地域づくりを推進するとともに、地域個体群の適正な維持を図ることで、人とシカの共存を目指す。	ニホンジカ			

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて実施計画を策定し、対象となる鳥獣の管理に努める。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

鳥獣に関する施策を実施する上で、保護の見地からも、管理の見地からも、対象となる鳥獣の生息状況、生態上の特性などについて把握することは不可欠であり、特に、保護及び管理対策上、実態把握が必要なニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについては、継続して調査を実施し、施策に反映させることとする。

また、府内の様々な鳥獣の生息状況等を継続的に把握していくために、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めることとする。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

第7次計画終了時点では、鳥獣保護区を中心にした限定された地域におけるおよそ10年周期での鳥類出現頻度の比較等が行われてきた。第8次計画からは、それらに加えて、府内全域における鳥獣の分布状況を明らかにし、希少種の生息状況を含む全体像の把握のための調査や、府の鳥オオミズナギドリを把握するための調査を、関係団体との相互協力により実施しており、引き続き実施するものとする。

また、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査及び鳥獣保護区等の設定効果測定調査についても、生息動向を継続的に把握するため、引続き実施するものとする。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第11表)

対象地域名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
府内の渡来地	令和4年度～令和8年度	毎年1月の一斉調査日に、調査員による種別のカウント調査を行い、分布及び個体数を把握する。	日本野鳥の会京都支部に委託して実施

(3) 狩猟鳥獣生息調査

(第12表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ及びニホンジカ	令和4年度～令和8年度	毎年、全狩猟者から、狩猟者登録に係る狩猟結果について報告を受け、これを整理、分析することで、自然環境保全基礎調査に用いる5Kmメッシュにより、イノシシ及びニホンジカ猟に従事する狩猟者の出猟実態、捕獲状況を総合的に把握し適正管理のための基礎資料とする。	

(4) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

(第13表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンザル	令和4年度～	○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。	
ツキノワグマ		○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。 ○捕獲個体調査 関係機関の協力を得て、被害防止捕獲等により捕獲された個体を回収、分析することにより、遺伝的状況、繁殖状況、栄養状況、食性等を明らかにする。	
イノシシ		○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。	
ニホンジカ		○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

(第14表)

対象保護区等	調査年度	調査内容、調査方法	備考
鳥獣保護区 原則年間3箇所	同一地を原則2年間継続	森林等においてはルートセンサス法により、水面においては定点観察法により出現する全ての鳥獣の種及び出現頻度を把握することとし、調査人員は1箇所2名以上、調査回数は年6回とする。	日本野鳥の会 京都支部に委託して実施

(2) 捕獲等情報収集調査

京都府では府全域を対象として、全狩猟者からツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカに係る出猟記録（出猟カレンダー）を回収、分析し、生息状況、生息環境の変化及び捕獲状況を調査している。

本計画においても引続き実施することとする。

4 新たな技術の研究開発

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘因狙撃やドローンを活用した追い込み等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術の開発に努める。わな猟について、新しい猟法の技術開発及び錯誤捕獲の少ないくくりわなや箱わなの改良に努める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発に努める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや既収穫作物の適切

な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引等の被害防除対策に資する技術開発に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術開発に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政の円滑な推進に資するため、本庁・地方機関含めて担当職員の適正な配置を行う(非常勤職員を含む。)

(2) 設置計画

(第15表)

区 分	現 況			計画終了時			
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 農林水産部農村振興課	7	1	8	7	1	8	業務分担(主なもの) 本 庁 ・鳥獣保護管理事業計画の実施に伴う企画立案 ・狩猟免許試験等の実施 ・府外者の狩猟者登録 ・各種委託調査の実施 ・第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定 ・鳥獣捕獲許可(知事権限) 地域機関 ・鳥獣保護管理事業計画の実施 ・狩猟免許、狩猟者登録証の交付事務 ・鳥獣捕獲許可(局長等権限) ・狩猟取締り及び指導
うち専門的知見を有する職員	3		3	3		3	
地域機関 京都府京都林務事務所	1	6	7	1	6	7	
うち専門的知見を有する職員				1		1	
〃 山城広域振興局	1	5	6	1	5	6	
うち専門的知見を有する職員		1	1		1	1	
〃 南丹広域振興局	2	3	5	2	3	5	
うち専門的知見を有する職員				1		1	
〃 中丹広域振興局	3	4	7	3	4	7	
うち専門的知見を有する職員	2		2	2		2	
〃 丹後広域振興局	3		3	3		3	
うち専門的知見を有する職員				1		1	
計	17	19	36	17	19	36	
うち専門的知見を有する職員	5	1	6	8	1	9	

(3) 研修計画

本庁において鳥獣行政担当者の研修を随時実施するほか、環境省が主催する野生生物保護行政研修に担当者を積極的に派遣する。

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

府内の自然環境を地域に密着して把握し、府が情報の収集・発信、現地における助言・指導を行っていく上での基幹となる制度として、平成15年度から鳥獣保護管理員と森林保全巡視指導員と

の業務を兼ねた「京都府緑の指導員」を配置した。

配置に当たっては、管内面積、鳥獣保護区等の面積及び狩猟免許者数等を勘案して行うものとする。

任命に当たっては、森林、野生鳥獣、狩猟についての広範囲な知識を有し、かつ継続性を持って従事できる人材を充てることとし、資質向上を図るための研修を行う。

(2) 設置計画

(第16表)

基準 設置数 (A)	令和3年度末		年度計画(新規の増減員)						
	人員(B)	充足率 (B/A)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(C)	充足率 (C/A)
54人	53人	98%	1人					54人	100%

(3) 年間活動計画

(第17表)

活動内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○愛鳥行事補助、鳥獣保護及び管理思想の普及啓発												
○野生鳥獣の違法捕獲及び違法飼養取締り												
○狩猟取締り ・銃猟制限時間・場所等違反取締り ・無免許・無登録狩猟取締り ・わな等設置違反取締り ・非狩猟鳥獣等違法捕獲及び捕獲数制限違反取締り ・捕獲禁止場所における違法捕獲取締り												
○鳥獣保護区等標識の点検												

(4) 研修計画

(第18表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
緑の指導員 ブロック別研修	京都府	4月	1回	地方機 関単位	54人	- 鳥獣保護管理事業計画の概要 - 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する法令 - 緑の指導員の服務及び職務権限等

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

野生鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた被害防止のための捕獲等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

(2) 研修計画

(第19表)

名称	主催	時期	回数／年	対象	人数	内 容 ・ 目 的
狩猟免許更新講習会	京都府	年6回程度		更新者	100名程度／回	・鳥獣保護管理事業計画の概要 ・鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令

(3) 狩猟者の確保及び育成のための対策

本府においても第一種銃猟者の減少、高齢化が危惧されるため、一般社団法人京都府猟友会等の協力を得て、狩猟者の現状を把握するとともに、生息環境管理や被害防除対策の担い手を確保・育成し、狩猟者の減少防止のための対策を検討する。

また、農林業者等を対象に、捕獲技術の講習会を開催し、効率的で安全な狩猟を推進し、鳥獣による農林業被害を軽減するための技術的な支援を進める。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の現状

京都府では、令和3年度時点で4団体が認定事業体として登録済である。

4 鳥獣保護管理拠点の設置

野生鳥獣に関する各種調査や被害防除対策等の研究の拠点機能を有する組織の設置については、農業生産部局及び森林管理部局等と連携しつつ、適切な組織のあり方について検討を行う。

5 取締り

(1) 方針

府内において、依然として狩猟者の違反行為が発生しており、年数件程度の狩猟事故も生じている。

また、狩猟者以外においても、とりもち等の使用を含む小鳥類の密猟が毎年発生している。

本計画においては、これら違法行為の取締りを中心に、法令の周知徹底、狩猟者の資質向上等に努めるとともに、警察当局との一層の連携強化に努めるものとする。

また、狩猟期間中は、狩猟者が多数出猟することが予想される場所を中心に、特別司法警察員及び緑の指導員の巡回体制を強化するとともに、緊急的な取締りに対応して動員体制の整備を図り、地方検察局、警察当局等との協力を得ながら、迅速かつ効果的な取締りを行う。

なお、取締りに際しての、情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めることとする。

[重点事項]

ア 銃弾の達する恐れがある人畜、建物等に向かっての銃猟違反取締り

イ 人家稠密の場所等における銃猟違反取締り

ウ 日の出前、日没後の銃猟違反取締り

エ 非狩猟鳥獣等の捕獲違反及び捕獲数制限違反取締り

オ 捕獲禁止場所での捕獲違反取締り

カ 危険なわな等の設置や氏名の表示等に関する違反取締り

キ 無免許・無登録者による狩猟違反取締り

ク かすみ網の違法な使用、所持及び販売等の取締り

ケ とりもち等による違法捕獲取締り

コ 鳥獣の無許可飼養取締り、飼養の適正指導

サ ペット業者、鳥獣加工業者による違法行為取締り

シ 任意放棄又は押収された個体の適正な放鳥獣に努める。

ス 狩猟者の資質向上、マナーの徹底

(2) 年間計画

(第20表)

事 項	実 施 時 期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・野生鳥獣の無許可捕獲取締り												
・鳥類の飼養の適正化												
・ペット商、鳥獣加工業者の違法行為取締り												
・銃猟制限時間・場所等違反取締り												
・無免許、無登録狩猟取締り												
・わな等設置や氏名の表示等に関する違反取締り												
・非狩猟鳥獣等違法捕獲及び捕獲数制限違反取締り												
・捕獲禁止場所における違法捕獲取締り												
・適正狩猟の啓発、狩猟者の資質向上												
・警察当局との連絡会議の開催												

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

現在、野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害が大きな問題となっており、狩猟による個体数管理、防護柵の設置等による被害防除対策及び鳥獣保護区等の指定による生息環境の管理を柱として、被害の軽減に努めている。

一方、生物多様性の保全など、環境問題に対する意識が高まる中、府内で生息が確認されている鳥獣の内、141 種が府のレッドリストにおいて、絶滅種から要注目種のカテゴリーに指定されており、生息環境の改善を含め、保護及び管理の重要性が増している。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

3 傷病野生鳥獣救護への対応

(1) 方針

京都府が作成した京都府野生鳥獣救護事業ガイドラインをもとに適切に対処する。

(2) 体制

本府の傷病野生鳥獣の救護体制の現状は、委託事業により、京都市（京都市動物園）、福知山市（福知山市三段池動物園）、公益社団法人京都府獣医師会及び公益社団法人京都市獣医師会が傷病野生鳥獣の救護に携わっている。

(3) 今後の取組

京都府、市町村、獣医師会、動物園等の関係団体と連携しながら、救護活動に対する効率的な運用体制の整備を進めていくとともに、ヒナ及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護するなど、鳥獣の生態に関する知識の不足による無用の救護行為を防止し、正しい鳥獣保護思想の普及啓発に寄与することができるよう、広報活動等を通じて正しい知識の周知徹底を図る。

4 油等による汚染に伴う水鳥の救護

本府では、平成2年及び9年に大規模な油汚染事故を経験し、その中で油に汚染された水鳥の救護活動を行ってきた。この時の経験を踏まえて、救護体制のあり方を以下に示す。

ア 京都府の指揮のもと、関係市町村、救護機関、NPO等と連携して組織的に対応する。

イ 被害現場にあつては、京都府、市町村及びNPOが中心となり、被害鳥の回収に当たり、応急処置においては獣医師の協力を得て適切に行う。

ウ 応急処置の済んだ鳥については、京都府及び市町村がNPO等の協力を得て適切に自然復帰を行う。

エ 被害の規模によって、関係機関の協力を得て現地に仮設の救護所を設置する。

5 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）に対する経験を基に、関係省庁、関係部局、市町村、関係団体、地域住民等が連携し、野生鳥獣に関する感染症がもたらす影響を抑制又は低減するため、そのリスクを評価するとともに、可能な限り早期に発生を確認し、迅速な対応を図るための監視、発生が確認された場合の対応や防疫措置の実施など、的確かつ円滑な防疫体制を構築し、特に次の事項に留意の上、感染症の拡大防止及び早期収束に努める。

- （1）高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、養鶏等への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（京都府）」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

- （2）豚及びイノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴の豚熱（CSF）等については、国内において野生イノシシの感染が継続して確認されており、かつ、養豚等への影響が大きいことから、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

- （3）その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

6 市街地等に出没する鳥獣への対応

大型獣類の市街地等への出没は重大な事故を招くおそれがあることから、出没を抑制する環境管理や監視体制の強化を行うとともに、出没時に迅速な対応を図るための人員配置や連絡体制の整備を行う。

また、市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることから、これらの技術をもった団体・事業者等と連携しつつ、環境管理等を行う人材の確保・育成及び周辺住民への普及啓発を推進する。

7 普及啓発

- （1）鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

本府では、愛鳥週間（5月10～16日）を中心に愛鳥に関する諸行事を実施し、府民、とりわけ小・中学校の児童・生徒等を対象に、正しい愛鳥思想の普及啓発に努めるとともに愛鳥団体に対し経費補助をする形で、広く府民を対象にした探鳥会や講習会を実施しており引き続き実施

するものとする。

傷病鳥獣の救護においては、公益財団法人日本鳥類保護連盟などが実施している「ヒナを拾わないで！！」キャンペーンによる啓発効果もあり、巣立ち前のヒナの救護数が減少し、取り扱い件数は減少傾向にあるものの京都市内を中心に依然として件数が多く、体制の充実に努めることとする。

また、引き続き広く府民を対象に、正しい自然の理解と、人間と野生鳥獣との共生理念に根ざした鳥獣保護管理思想の普及啓発に取り組む。

イ 事業の年間計画

(第 21 表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間ポスターの募集													
探鳥会													
巣箱の設置													
愛鳥講演会・学習会													
食餌木の植栽													
野生鳥獣救護事業													

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第 22 表)

	令和 4 ～ 令和 8 年度
愛鳥週間行事	・府内各地において、小中学校児童・生徒を対象に探鳥会、講演会、食餌木の植栽、ポスターの募集等を行う。 ・府内各地において一般府民を対象に探鳥会を行う。

(2) 安易な餌付けの防止

野生鳥獣への餌付けは、人の与える食物への依存、人慣れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘因となり、生態系のかく乱や鳥獣の保護及び管理への影響、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大、伝播等が生じるおそれがある。このため、野生鳥獣への餌付けの防止について、各地で開催される環境学習等の機会を通じて普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意することとする。

ア) 安易な餌付け行為が野生鳥獣に与える影響について府民への啓発を行う。

イ) 観光事業者や観光客による野生鳥獣への安易な餌付けの防止を図る。

ウ) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘因餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

(第23表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
太陽が丘	昭和59年度	宇治市広野町八軒屋谷	約25ha	・観察施設 野鳥観察小屋、自然観察路 ・保護施設 食餌木、給餌台	野鳥及び自然観察施設	府民が野鳥と身近にふれあう場として活用	府直営

(5) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、愛鳥運動に熱心に取り組んでいる小中学校等を対象に指定する。

指定に当たっては、関係機関と調整の上、指定予定校の意見を尊重する。

イ 指定期間

3年間とし、更新を妨げない。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

(ア) 愛鳥運動資材の提供

(イ) 府職員及び緑の指導員による指導、助言

(ウ) 講師等の紹介

エ 指定計画

(第24表)

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計
小学校	5	2	7	6	1	7	3	4	7	5	2	7	6	1	7
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の学校	0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1
計	5	3	8	7	1	8	4	4	8	5	3	8	7	1	8

(6) 法令の普及徹底

ア 方針

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識と理解を深めるため、各市町村への指導を行うとともに、公報媒体、啓発パンフレットの配布、現地指導等により、府民への周知を図る。

重 点 項 目	実 施 時 期												実施 方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
・ 違法捕獲の規制制度													〈共通〉 広報媒 体啓発 物・配 布現地 指導等	一般府 民及び 狩猟者
・ 飼養登録制度														
・ 狩猟に関する制度														
・ 鳥獣保護区等の制度														
・ 被害防止のための鳥獣捕獲 の制度														
														市町村